

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般の交通手段を利用することが困難な障がい者、高齢者等に対し、車いす専用車両（福祉車両）の貸出を行うことにより、日常生活の便宜や社会参加を促進し、在宅福祉の増進を図るため、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が所有する福祉車両の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸し出しする福祉車両は、別表のとおりとする。

(利用対象)

第3条 福祉車両の利用対象者は、市内に在住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 移動が困難な障がい者、高齢者
- (2) 傷病等により歩行困難な者
- (3) 前号に定める者のほか、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認める者

2 福祉車両は、前項に規定する利用対象者が日常生活において、介助、通院、外出、旅行等の用途に、一時的利用するときに貸し出しする。

なお、運転者は、普通免許取得後1年以上経過し、福祉車両の適切な取り扱いができる者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、利用対象者が法定伝染病や感染症等により、他者に感染するおそれがあるなど、福祉車両の貸出運営に支障をきたす場合は、貸し出しをしない。

(アルコールチェック)

第4条 福祉車両を利用しようとする者に対し、道路交通法に基づき、アルコール検知器等により運転者の酒気帯びの有無を確認しなければならない。なお、酒気帯びが確認された場合は、貸し出しをしない。

(貸出期間及び貸出日数)

第5条 福祉車両の貸出期間は、原則として月曜日から金曜日までのうち、午前8時30分から午後5時15分までとし、貸出日数は1日以内とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

2 前項の規定にかかわらず、1日を超える貸出、又は土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む）の利用を希望する者については、会長が適当と認めた場合に限り、4日以内を限度とし、利用を許可するものとする。

3 福祉車両の返却日が、当該施設の休館日に当たる場合は、翌日の午前10時までを返却期限とする。

(利用者の負担)

第6条 福祉車両の運行に係る燃料費、通行料、駐車料等の費用は、利用者の負担とする。

2 前項の燃料費は、実費相当額として、走行距離が10km以内の場合は200円を徴収し、10kmを超える場合は、10km毎に100円を加算した額を徴収する。なお、10km未満の端数距離は、全て切り上げて10kmとする。

(申請手続及び許可)

第7条 福祉車両の貸出を受けようとする利用対象者又は利用対象者を介助等する者（以下「申請者」という。）は、利用する日の属する月の3ヶ月前から7日前までに所定の福祉車両利用申請書を会長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、この限りでない。

2 会長は、申請書を受けたときは、速やかにその可否を決定し、申請者に電話等で連絡する。

（変更手続）

第8条 申請者は、福祉車両の利用許可を受けた後に利用内容を変更する場合は、遅滞なく変更申請の手続きをし、会長の承認を受けなければならない。

（使用責任）

第9条 福祉車両は、安全な使用に努めるものとし、福祉車両を借用目的に反して使用したり、第三者に転貸してはならない。

2 申請者は、福祉車両の使用期間中に事故等が発生した場合は、速やかに会長に報告し、指示を受けなければならない。

3 福祉車両の使用期間中に生じた損害賠償等の責務は、すべて申請者が負うものとする。ただし、会長の認めたものについては、福祉車両の加入している自動車保険の限度内において保険を使用することができるものとする。

（返却）

第10条 申請者は、福祉車両を使用後に貸出場所に返却しなければならない。また、返却時に所定の福祉車両利用報告書を会長に提出するものとし、福祉車両を汚損した場合は、洗浄、清掃して返却しなければならない。

（利用の中止）

第11条 福祉車両の故障等やむを得ない事情が生じた場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会貸出福祉車両

福祉車両の名称	乗車可能人員	貸出場所
1 電動スロープ付き自動車 (ヴォクシー)	車いす 1 台乗車時 7 人 車いす 2 台乗車時 5 人	西尾市社会福祉協議会 本 所
2 スロープ付き軽自動車 (タント)	3 人 (車いす 1 台を含む)	西尾市社会福祉協議会 本 所
3 スロープ付き軽自動車 (ワゴンR)	3 人 (車いす 1 台を含む)	西尾市社会福祉協議会 本 所
4 スロープ付き軽自動車 (タント)	3 人 (車いす 1 台を含む)	西尾市社会福祉協議会 一色支所
5 スロープ付き軽自動車 (N-BOX+)	3 人 (車いす 1 台を含む)	西尾市社会福祉協議会 吉良支所
6 スロープ付き軽自動車 (タント)	3 人 (車いす 1 台を含む)	西尾市社会福祉協議会 幡豆支所